

2020/3/31

一般社団法人データ流通推進協議会



パーソナルデータ分野のアーキテクチャ構築 における「情報法制の調査報告」

—アーキテクチャと情報法制（総論及び個別法令）—

2020/3/31

一般社団法人データ流通推進協議会

目次

| | | |
|-----|--|----|
| 第1 | 適用..... | 3 |
| 第2 | 総論..... | 3 |
| 1 | アーキテクチャと法規制 | 3 |
| (1) | 序論..... | 3 |
| (2) | アーキテクチャの性質と本実施計画..... | 3 |
| 2 | 情報法制の全体像..... | 5 |
| 3 | 一般法令 | 8 |
| (1) | 個人情報保護法 | 8 |
| (2) | 契約法 | 10 |
| 第3 | 個別法令..... | 10 |
| 1 | 金融関連法令について..... | 11 |
| (1) | 金融機関本体に対する規制について..... | 11 |
| (2) | 銀行の口座情報を取得する場合の規制について | 12 |
| (3) | 電子決済等代行業者その他銀行代理業、証券仲介業、保険募集人、貸金業等の許認可を有さない事業者が金融機関に情報を連携する場合の規制 | 13 |
| (4) | 金融分野における個人情報保護法の適用について..... | 14 |
| 2 | 信用分野について..... | 15 |
| 3 | エネルギー関連法令 | 17 |
| 4 | 労働関連法令..... | 18 |
| 5 | 通信・放送分野 | 18 |
| (1) | 通信・放送分野に関する法令等..... | 18 |
| (2) | 位置情報について..... | 19 |
| 6 | 医療分野..... | 20 |
| 7 | 広告規制に関する各法令の規制..... | 21 |

第1 適用

本書は、内閣府が実施し国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) が管理法人を務める「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 第2期/ビッグデータ・AI を活用したサイバー空間基盤技術/パーソナルデータアーキテクチャ構築」事業において、一般社団法人データ流通推進協議会(以下 当協議会)が提案し、採択された「DFFT(Data Free Flow with Trust) 実現のためのアーキテクチャ設計と国際標準化推進の研究開発」のために実施した、パーソナルデータ分野のアーキテクチャ構築における「情報法制の調査報告」である。

第2 総論

1 アーキテクチャと法規制

(1) 序論

本稿は、特に情報関係の業務を中心としている弁護士二名が、パーソナルデータアーキテクチャ構築において、情報法制がどのように関わってくるかという関心に対応すべく執筆するものである。結論から言えば、パーソナルデータに関わるアーキテクチャがいかに精密に構築されたとしても、情報法制自体に組み込まれない限り、又は、情報法制を組み込んだアーキテクチャとしない限りは、情報法制の適用がアーキテクチャから自動的に定まることはなく、情報法制の適用は法律的な観点から以外はあり得ない(法適用の最終判断者が裁判所である以上、明白である)。それでも、アーキテクチャと法規制の関係自体を論じ、また、ユースケースとして挙げられたものを素材として、情報法制の適用にあたり、通常、情報関係の業務を取り扱う弁護士がどのような思考過程を辿るのかについての文書を残しておくことは有益であると思われるところ、ここに小論を認める次第である。

(2) アーキテクチャの性質と本実施計画

アーキテクチャの性質については、成原慧准教授が、ローレンス・レッシング等の議論を参照し、以下の4点にあると整理している。すなわち、①法が個人の行動を事後的に規制するのに対して、アーキテクチャは個人の行動を事前に規制する。②法は違反することが可能なのに対して、アーキテクチャは違背することが不可能ないし著しく困難である。③法は被治者による認識を要求するが、アーキテクチャは被治者による認識を必要としないがゆえに、不可視ないし不透明な規制となる。④法は執行機関を必要とするのに対して、アーキテクチャは執行機関を必要としない¹。

本実施計画は、我が国の競争力強化を目指し、「アーキテクチャに基づいて開発されたモ

¹ 成原慧『表現の自由とアーキテクチャ 情報社会における自由と規制の再構成』(勁草書房, 2016年) 100頁。

ジュールやデータがどこでも使われるエコシステムの普及を図り、「国際標準化の場に諮り、国際コンセンサスを取」ることで、「グローバルに普及可能なアーキテクチャ構築の実現を目指す」ものであるから²、本質的に、個人等のステークホルダの行動を規制しようとする内容を含んでおらず（①の否定）、被治者にも認識され得るように、国際標準化しようとしており（③の否定）、アーキテクチャによって一定の方向付けをしようとするものではない（②及び④の否定）。従って、本実施計画でいうアーキテクチャは、法規制と対置されるようなアーキテクチャとは根本的に異なる。アーキテクチャが法的規制を代替することも、補完することも、想定しがたいといえよう³。むしろ、本実施計画のアーキテクチャは、その設計・管理を通じて、個人の権利・自由を制約することを極力排除している。もちろん、一定の規制を前提とするのであれば、そもそも、通常の利用者が法規制を回避できるようにアーキテクチャを設計することが考えられる。しかしながら、パーソナルデータを主として規律するデータ保護法は、インターオペラビリティ（相互運用性）こそ考慮されつつあるが⁴、コンバージェンスへの志向に至っていないため、最大公約数ですら、アーキテクチャに組み込むことは困難である。他方、アーキテクチャのデータ保護法への組み込みは、主として情報セキュリティの規定についてなされることがあるが⁵、限定的な範囲にとどまっている。

² 委託業務実施計画書 1 頁。

³ 前掲注 1・成原 107 頁参照。

⁴ 例えば、María Vasquez Callo-Müller, "GDPR and CBPR: Reconciling Personal Data Protection and Trade", APEC Policy Support Unit POLICY BRIEF No. 23, October 2018.

⁵ 例えば、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号）では、個人情報保護委員会に報告を要しない場合として、「実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合」が挙げられており、これに該当する場合として、「漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報について高度な暗号化等の秘匿化がされている場合」が含まれるところ、「高度な暗号化等の秘匿化」については、「当該漏えい等事案が生じた時点の技術水準に照らして、漏えい等事案に係る情報について、これを第三者が見読可能な状態にすることが困難となるような暗号化等の技術的措置が講じられるとともに、そのような暗号化等の技術的措置が講じられた情報を見読可能な状態にするための手段が適切に管理されていることが必要と解されます。」とされ、「第三者が見読可能な状態にすることが困難となるような暗号化等の技術的措置」として「適切な評価機関等により安全性が確認されている電子政府推奨暗号リストや ISO/IEC18033 等に掲載されている暗号技術が用いられ、それが適切に実装されていること」が挙げられている（個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q & A」（平成 29 年 2 月 16 日（令和元年 6 月 7 日更新）） Q12-10）。

以上要するに、本実施計画におけるアーキテクチャについて、どのように情報法制が適用されるかについては、アーキテクチャ自身に何の手掛かりもない。純粹に、法律的な観点から検討する他ないということになる。

2 情報法制の全体像

それでは、情報法制はどのように適用されるか。この点、本実施計画におけるアーキテクチャとの関係では行政規制と民事法関係（契約関係）に分類することが適当であると思われる。すなわち、本実施計画におけるアーキテクチャは、想定されるビジネススキームを実現できるような柔軟性を眼目の一つとしているところ、ビジネススキームの対応にあたっては、行政規制と契約関係が検討されるのが通常であるからである⁶。このような観点は、法律実務家からすれば常識の域に属するものではあるが、適切に言語化されてきたかという点、必ずしもそうではない。近年に至り、コンプライアンスの重要性が高らかに謳われるに至って、一般事業者においてもその対応に直面する機会が増加したことから、クローズアップされているものという見方もできよう。

例えば、消費者委員会消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループは、その報告書において、消費者取引分野に関し、行政規制と民事ルールとの関係を適切に整理している⁷。以下、やや長文にはなるが、引用すると以下の通りである。「伝統的な整理として、行政規制は、不特定多数者の利益（公益）を実現することを目的として、一般的取締規定や登録制度等による被害予防や、違反行為に対する事後的な行政処分、行政罰及び刑事罰等による違法状態の除去を担うとされる。他方、民事ルールは、私人間の個別利益の調整を目的として、契約の無効・取消し・解除や損害賠償等により個別の消費者の事後的な財産的被害回復を担うとされる。」「もっとも、近時、両者の役割において、一部接近が見られる。例えば、景品表示法の課徴金制度には、事業者の自主返金を促進する枠組みが導入さ

⁶ 民事法関係≡債権の発生原因には、契約の他、事務管理、不当利得、不法行為が存在するが、特に、ビジネススキームの検討において事務管理や不当利得が参照されることはほぼないといってよい。他方、不法行為による損害に関しては、契約による免責規定や求償規定、そして保険契約によりカバーされることが通常であり、相当程度は契約関係に解消され得る。もっとも、（特に）対消費者では、消費者契約法や民法の一般法理により、契約関係による修正が制限されることがあり得ることに注意しなければならない。例えば、個人情報漏えいについての損害を完全免責する条項は消費者契約法9条に違反して無効である。

⁷ 消費者委員会消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ報告書～公正な市場を実現するためのルール及び担い手のベストミックスを目指して～」(令和元年6月)9-10頁。

れている。また、特定商取引法の指示処分の内容として「購入者等の利益の擁護を図るための措置」を例示したことは、直接的に民事的救済を命ずるものではないが、例えば、商品の効能効果に関する説明が不実であったことを既存の契約者（消費者）に通知させる内容の事業者に対する指示があれば、消費者には契約の取消しの手がかりとなる情報が提供されることになる等の形で、間接的に民事的救済に資する効果がある。このような仕組みは、民事ルールのみによっては私人の権利利益の実現が困難であるという限界に対処する機能も有する。他方、消費者契約法等において、適格消費者団体による差止請求権が導入され、民事ルールを活用して事業者の違法行為の防止と違法状態の除去を実現する仕組みが設けられている。このような仕組みは、行政による対応の限界を補う機能を有する。」「同一の規制対象に対して行政規制と民事ルールのそれぞれが作用する仕組みが取られる形で双方のルールが協働するものもある。例えば、景品表示法上の優良誤認表示・有利誤認表示の規制については、要件の違いはあるものの、措置命令等の行政処分の対象とすると共に、適格消費者団体による差止請求の対象にもしている。また、特定商取引法においては、禁止行為について、業務停止命令等の行政処分や刑事罰の対象とすると共に、取消権等の民事ルールにも結びつけられている。」「これらを踏まえ、ルール形成に当たっては、消費者被害の予防・救済という目的を実現する手段として、どのように組み合わせることが最善かという観点から制度を検討する必要がある。」「各法制度の役割との関係では、民事ルールは、事後的に消費者と事業者との間の利益を調整するものであることや、社会の変化に対応する必要があることから、柔軟に解釈・適用できることが要請される。そして、解釈・適用の適切さについては、裁判手続の中で当事者双方が主張立証を尽くした上で第三者である裁判所が解釈・適用を判断するという形で担保されている。これらの観点から、民事ルールでは、ある程度解釈の余地のある形で各規定の要件が定められることも多く、また一般条項に見られるように、抽象的な規定を定め、判例の蓄積により具体的な規範が形成されることも認められている。また、ある条文の立法趣旨に鑑みて、その条文の文言を超えた「類推適用」を行うことも認められている。」「他方、行政権の濫用防止等の要請が働く行政規制であっても、社会の変化に対応する必要があること等から、民事ルールほどでないにしても、法文上は抽象的な規定が置かれていることが多い。その上で、審査基準、処分基準、ガイドライン等によって予測可能性との調整が図られている。なお、個々の規定の在り方は、その想定される適用対象に応じて違いがあり得る。例えば、正常な事業活動では想定されない悪質な行為態様を対象とする規定を設けるに当たっては、当該行為を適切に捕捉し得る規定とすることが重要である。形式的に明確性・具体性を強調するあまり本来適用対象とすべき行為が適用から外れることになってはならない。」

なお、同報告書では自主規制も含めたベストミックスを模索しているが、本実施計画におけるアーキテクチャにおいて、規制目的を定めた上で何らかの制限を課すのであれば、自主規制に属するという考え方にも配慮する必要がある。これは、成原が整理するところのアーキテクチャ論による個人の権利・自由の制約とは、被治者の認識の観点で相違があるものと

いえよう。

同報告書の考え方をパーソナルデータに当てはめた場合に、消費者取引分野とは幾つかの点で差異が存することに注意しなければならない。まず、行政規制の中心である個人情報保護制度自体が例を見ない縦割りであり、しかも、外部からの監視・監督を伴わない分野を内包しているということである。具体的には、民間分野に適用される個人情報保護法は、監視・監督機関として主として個人情報保護委員会が存在し、一般的な行政規制と同様であるが、公的部門（国の行政機関、独立行政法人等）及び地方公共団体については、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び、各地方公共団体の個人情報保護条例が存在するものの、外部からの監視・監督が存在しないため、適切に規律されているとさえ言えない状態である⁸。もう一つは、民事ルールの根拠法がないことである。いや正確に言えば、民法分野に属することは明らかであるが、民法上、パーソナルデータに関する規律を直接含む条項が存在しないことである。民法上のプライバシーや肖像権の保護は人格権や人格的利益に基づくとされており、裁判実務はそれがほぼ定着しているが⁹、民法の条文上の根拠は存在しないのである。勿論、パーソナルデータの取扱いの全部又は一部を委託するというのであれば、それは一般的には業務委託契約（請負又は準委任であり、その内容は具体的な契約による）の範囲で理解できることになるが¹⁰、根拠となる権利利益の曖昧性は、パーソナルデータを巡る民事ルール、契約関係の理解をより困難なものとしている。

⁸ この点に関しては、内閣官房・個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース（国の行政機関及び独立行政法人等に関して）及び、個人情報保護委員会・地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会（地方公共団体に関して）が議論を開始しているが、特に後者は、明らかに議論を停止させたいという意向を含んだ地方公共団体作成の資料が公表されており、重大な懸念がある。なお、外部からの適切な監視・監督が存在しないことから、欧州からの日本の十分性認定が民間分野の個人情報保護法に限定されている点については、Commission Implementing Decision (EU) 2019/419 of 23 January 2019 pursuant to Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council on the adequate protection of personal data by Japan under the Act on the Protection of Personal Information (Text with EEA relevance), C/2019/304/.

⁹ 例えば、最判平成 29 年 10 月 23 日判時 2351 号 7 頁は比較的単純な個人情報の漏えいについて、「プライバシーに係る情報として法的保護の対象となる」とする。

¹⁰ 業務の委託は A→B であるが、パーソナルデータの取扱いの委託は B→A というパターンもあるし、業務委託であるがパーソナルデータは取扱いの委託ではなくて第三者提供ということもあり得る。いずれにせよ、相当程度専門的な弁護士でなければ適切な判断は不可能であり、それは法的判断そのものであるから、本実施計画におけるアーキテクチャの構造からは導かれない。

3 一般法令

(1) 個人情報保護法

パーソナルデータの取扱いについての最も基本的な法令は個人情報保護法である。取扱主体が民間事業者でない場合は別の法令が適用されることは既に述べた。この点を間違えた場合、当然ながら適用される規範は全て誤りということになるので、十分に注意されたい。

ここでは、民間事業者のみでスキームが組まれていることを前提として、個人情報保護法を用いたスキーム構築の要点のみを言語化してみる¹¹。

まず、もっとも重要なのが、問題となる個人情報の保有者又は管理者を特定することである。これが、欧州一般データ保護規則（GDPR）等、一般的なデータ保護法であれば、管理者（Controller）と処理者（Processor）の義務を別々に定めており、「管理者」を中心に適用関係を考えるのが一般的であるが、日本の個人情報保護法は、GDPR でいう「管理者」と「処理者」をいずれも「個人情報取扱事業者」としており、分けていない。しかしながら、実際には委託先（個人情報保護法 23 条 5 項 1 号、22 条）と、委託元では義務には差がある。個人データの取扱いの委託が存在している場合に、利用目的の通知公表義務があるのは委託元であり、保有個人データの開示等の請求等について対応する義務があるのも委託元である。もっとも、スキームの確定の段階では、個人データの取扱いの委託自体が存在しているかどうか不明であるから、保有個人データの定義を引いて、『開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する』（個人情報保護法 2 条 7 項）個人情報取扱事業者』とするのが最も正確であろう。しかしながら、これではあまりに名称が長く、不便であることから、仮に、保有者と呼ぶこととしよう。保有者の確定が、最初に行うべき作業である。

複数のステークホルダが現れる場合、保有者から個人データの提供が行われるとすれば、その根拠は、大きく分けて①同意（個人情報保護法 23 条 1 項 1 号）か、②それ以外か、である。特に、個人データの取扱いの委託に伴う提供（個人情報保護法 23 条 5 項 1 号）が代表的である。同意に基づいて提供されたから、常に個人データの本人の権利利益の保護に適切であるかという点、必ずしもそうではない。日本の個人情報保護法では、個人情報の利用目的は、「できる限り特定」されてさえいれば、どのようなものでも定めることができる。

¹¹ いわゆる有名企業であっても、個人情報保護法の適用関係を適切に判断できているわけではない。いわゆるリクナビ事案においては、リクルートキャリアに対する勧告の中で「法における適用関係等について適切な検討を行っておらず」とされ（個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律第 42 条第 1 項の規定に基づく勧告等について」（令和元年 8 月 26 日）、リクナビを利用していた企業に対する指導でも「個人データを外部に提供する際の法的検討ない当該法的整理に従った対応等が不適切であった。」とされている（個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」（令和元年 12 月 4 日）。

そして、個人データが第三者提供される場合、第三者提供先は、提供元の利用目的とはまったく別個に、新たに利用目的を定めることができる。要するに、同意に基づいて第三者提供を行うというのは、本人の権利利益に配慮しているようであって、提供元がどのような事業者家であるとか、提供元の利用目的であるとかを適切に示さなければ、本人がそのリスクを判断できないという構造になっているのである。保有者が委託先を適切に監督することを前提に、委託に伴う提供であると整理される方が、本人にとっては理解しやすいという場面が確実に存在する¹²。

他方、情報銀行（情報信託機能）については、同意に基づく第三者提供を基本とした制度であるものの、第三者提供先を拘束するような様々な仕掛けがなされている。例えば、「個人情報第三者提供を行う場合の提供先第三者及び利用目的に関する適切な判断基準（認定基準に準じて判断）の設定・明示」、「個人情報第三者提供を行う場合の適切な判断プロセスの設定・明示（例：データ倫理審査会の審査・承認など）」、「個人情報の提供先第三者及び当該提供先第三者の利用目的の明示」、「個人が自らの情報の提供に関する同意の撤回（オプトアウト）を求めた場合は、対応すること」といった次第である¹³。もっとも、情報銀行（情報信託機能）の枠組みは、総務省及び経産省が「情報信託機能の認定に係る指針 ver2.0」を公表し、民間団体である日本 IT 団体連盟がこれを参考に、情報銀行の認定事業を行っているに過ぎず、何らかの強制力を伴うものではない。しかしながら、本人に対して適切な情報を与えた上で同意を取得しようとするれば、このような仕掛けが必要になるということであり¹⁴、実際に、次項で説明する契約法の文脈では、民事法関係のレベルでの拘束力を有することとなるのである。

¹² 一般財団法人情報法制研究所 個人情報保護法研究タスクフォース「顔認証技術を活用した One ID サービスにおける個人データの取扱いに関するガイドブック」に対する意見（2020年2月4日）。

¹³ 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会「情報信託機能の認定に係る指針 ver2.0」（令和元年10月）13頁。

¹⁴ 個人情報保護委員会のガイドラインにおいて、「本人の同意を得（る）」とは、「本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。」とされており（個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年11月（平成31年1月一部改正））2-12）、実質判断を伴う。アーキテクチャと一対一対応で同意の有効性が図れるという関係にはない（ただし、GDPRのように行動規範や認証制度が意図的にデータ保護法に組み込まれれば、運用レベルで一定程度達成されることはあり得るかもしれない）。

(2) 契約法

パーソナルデータを巡る契約において、最も基本とすべきは、データには原則として何らの権利も付着しないということである。この点は、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」が端的に、「データは無体物であり、民法上、所有権や占有権、用益物権、担保物権の対象とはならないため、所有権や占有権の概念に基づいてデータに係る権利の有無を定めることはできない（民法 206 条、同法 85 条参照）。そして、知的財産権として保護される場合や、不正競争防止法上の営業秘密として法的に保護される場合は、…限定的であることから、データの保護は原則として利害関係者間の契約を通じて図られることになる。」と述べるとおりである¹⁵。ここでいう、「利害関係者間の契約」は、データの提供元と提供先などを指しているため、パーソナルデータの本人についての考慮は別途為されなければならない。個人情報保護法等の行政規制を遵守することはもちろん、プライバシー権を含む人格権又は人格的利益についても契約上の処理が（消費者契約法等の消費者法に抵触しないことを当然の前提として）なされることが望ましい。このような契約ないし契約書を、専門家抜きに作成することはほとんど不可能であり、上記 AI・データガイドラインに付属するひな型は、極めて有益な参照文書である。また、前述した情報銀行の認定事業で提供されているひな型も、専門家の検討を経ているという点で有益な参照文書である。

パーソナルデータの取扱いの委託に関する契約や、その中での人格権又は人格的利益の処理などは、前述するように、民法の中でも、典型契約に直ちに当てはまるものでなく¹⁶、更に、条文のない分野を把握していなければ作成できないものであって、あるアーキテクチャとの対応関係を処理するためには、行政規制についての正確なスキームの構築を経た上で、ステークホルダ間の利害関係等を加味して契約条項が定められる必要がある。その具体的内容は、繰り返すように、自動的に決まるような性質のものではないが、利害関係等を加味した交渉のポイントを含めて、AI・データガイドラインに付属するひな型とその解説の参照をお勧めするところである。

なお、更に、個別分野の法規制を踏まえる必要があるが、そのポイントについては次章に譲ることとする。

第3 個別法令

¹⁵ 経済産業省『AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版』（令和元年 12 月）データ編 14 頁。

¹⁶ 請負か、委任（準委任）かですら、直ちには決まらない。

1 金融関連法令について

(1) 金融機関本体に対する規制について

銀行法では、業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置（銀行法 12 条 2 項）、個人顧客情報の安全管理措置等（銀行法施行規則 13 条の 6 の 5）が法令等において定められている。この他、例えば、以下のような条項は銀行における情報利活用の制限になりうる。

銀行法第 13 条の 6 の 6 では、「銀行は、信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び銀行に対する当該情報の提供を行うものをいう。）から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。」と定めている。さらに銀行法第 13 条の 6 の 7 では、「銀行は、その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。」と定めている。このように銀行法において、特に顧客にとってセンシティブな情報については、利用の制限が定められているものがある。

銀行以外でも例えば、信託財産に関する情報を利用して自己または受益者以外の者の利益を図る目的をもって取引を行うことの禁止（信託業法 29 条 1 項 3 号）や、返済能力等の調査以外の目的のために信用情報機関に情報提供を依頼することなどを禁止（貸金業法 41 条の 38）など、各金融業態の特性等に応じてそれぞれの金融機関の規制法規において、特別の措置が講じられている。

また、監督指針においても、例えば金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」III-3-3-3 において、顧客等に関する情報管理態勢（情報管理の適切性を確保するための内部管理態勢の整備や、情報の漏えい等発生時における報告体制の整備等を含む）や、個人情報保護管理（個人情報の漏えい等の防止を図るために必要かつ適切な措置の実施や、顧客に関する特別の非公開情報を原則として利用しないことを確保するための措置の実施等を含む）等の定めがなされている。

さらに、銀行や保険会社などについては、業規制上、業務範囲に関して厳格な制限が課されている。例えば、銀行の場合であれば、預金、貸付、為替取引の固有業務（銀行法 10 条 1 項）、債務保証、国債引受、両替等の付随業務（銀行法 10 条 2 項）に加え、固有業務遂行を妨げない限度における投資信託の販売、投資助言等の他業証券業等（銀行法 11 条）が行えるが、確定拠出年金運営管理業等の他の法令により営むものを除く他業禁止（銀行法 12 条）が定められている。保険会社について保険業法 97 条ないし 100 条が、第一種金融商品取引業者について金融商品取引法 28 条、並びに 35 条 1 項、2 項及び 4 項がそれぞれ参照する条文として定められている。

金融機関は、従来、自ら保有する個人情報等のデータを専ら自らの業務に利用しており、銀行、金融商品取引業者は IT 企業等を子会社とできるようになったものの、金融機関本体での情報利活用に関する業務は、業務範囲規制も足かせになっていた。また、業務範囲規制のみならず、例えば、前記の金融分野ガイドラインにおける機微情報取得の制限などは、業務範囲規制とも相まって、金融機関が医療情報を活用した情報銀行業務を行おうとする場合に整理に労力を要する等課題となる面があった。

このような中で、サービス提供者が利用者情報を自らの業務に活用するだけでなく、必要に応じ利用者の同意を得た上での第三者提供も行われるようになりつつあった。例えば、金融機関においても、情報銀行としての業務を行おうとする大手金融機関がいくつも現れるなど、金融機関本体での情報利活用の機運が生じてきていた。

しかし、金融機関の業務範囲の追加にあたっては、①利益相反取引の防止、②優越的地位の濫用の防止、③他業リスクの排除、④監督の実効性確保といった諸点を考慮の必要があった。このため、金融審議会では銀行の情報利用に関する業務拡大が議論されたが、銀行について「銀行本体が営むことを新たに認める業務は、さしあたりは、保有する情報を第三者に提供する業務であって銀行業に何らかの形で関連するもの、とすることが適当である」とされ、金融商品取引業者及び保険会社も同様の範囲での業務範囲の追加を認められることとなった。の金融審議会の議論を踏まえ、平成 31 年 3 月 15 日に国会に提出された改正銀行法案 10 条、保険業法案 98 条等により、銀行、保険会社等の付随業務に、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務その他保有する情報を第三者に提供する業務であって、本業の高度化又は利用者の利便の向上に資するものを追加された。

(2) 銀行の口座情報を取得する場合の規制について

銀行の預金口座等の口座情報の取得、利用については、法令上、次のような制限がかかっている。まず、電子決済等代行業者について銀行法で定義がされているが、具体的には、「銀行に預金又は定期積金等の口座を開設している預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）」を行う営業を行う場合は電子決済等代行業者に該当し（銀行法 2 条 17 項 2 号）、金融庁への登録を要することとなる（銀行法 2 条 18 項）。電子決済等代行業者は、上記の登録の他に、口座情報を取得しようとする銀行各行との間で契約締結義務を負う（銀行法 52 条の 61 の 10 第 1 項）。

他方で、電子決済等代行業者から情報を取得する者のうち、電子決済等代行業者再委託者については、契約締結義務の中での銀行との約定が求められる等より厳重な措置が求められる。ここので電子決済等代行業者再委託者とは「法第二条第十七項第二号に規定する預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、同号に規定する情報を当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を

提供することを含む。)を目的として、電子決済等代行業者に対し、同号の銀行から当該情報を取得することの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をする者」とされている(銀行法施行規則 34 条の 64 の 9 第 3 項 2 号)。

(3) 電子決済等代行業者その他銀行代理業、証券仲介業、保険募集人、貸金業等の許認可を有さない事業者が金融機関に情報を連携する場合の規制

銀行法、金融商品取引法、保険業法、貸金業法、資金決済法等の各法令では、金融機関への代理、媒介等の行為について、許認可を取得して行うべきことが定められている。この中で、特に媒介行為の範囲が比較的広範に制限がかかり、一定の送客のための金融機関への情報提供等が、許認可を有さなければできない行為とされている場合があることに注意が必要である。

例えば、銀行の場合については、次の行為が許可を要する銀行代理業の行為として規定されている(銀行法 2 条 14 項)。

「この法律において「銀行代理業」とは、銀行のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

- 一 預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
- 二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
- 三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介」

そして、ここでの「媒介」の意義については、法文上は必ずしも明確な定義は与えられていない。一方で、銀行法に基づく銀行に対する監督指針である主要行監督指針の VIII-3-2-1-1(2)においては、許可を要する場合として、次のように定められていることに注意が必要である。

「以下の①から⑤のいずれか一つの行為でも業務として行う者は、原則として、法第 52 条の 36 第 1 項に規定する銀行代理業の許可を受ける必要があることに留意する。

- ①預金等の受入れ等を内容とする契約の締結の勧誘
- ②預金等の受入れ等を内容とする契約の勧誘を目的とした商品説明
- ③預金等の受入れ等を内容とする契約の締結に向けた条件交渉
- ④預金等の受入れ等を内容とする契約の申込みの受領(単に契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘のみを行う場合を除く。)
- ⑤預金等の受入れ等を内容とする契約の承諾」

すなわち、電子的な情報連携の業務として、銀行との取引の申込書を取り次ぐに当たって、単に申込のフォームの受付をするだけでなく、事業者が保有する与信に利用できるような情報を提供する場合には銀行代理業の許可を有するということになる。

このような制限は、銀行法以外の各法令でも定められており、かつそれぞれの法令において、「媒介」の判断事例として公表されている事例等が異なり、微妙に異なる判断がされうることに注意が必要となる。

(4) 金融分野における個人情報保護法の適用について

金融分野の事業者については、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインが適用され、一般的な個人情報取扱事業者よりも、個人情報保護の観点でもより一層の規制が定められている。

例えば、与信行為との関係では、ガイドライン第3条第3項において、「金融分野における個人情報取扱事業者が、与信事業に際して、個人情報を取得する場合には、利用目的について本人の同意を得ることとし、契約書等における利用目的は他の契約条項等と明確に分離して記載することとする。この場合、事業者は取引上の優越的な地位を不当に利用し、与信の条件として、与信事業において取得した個人情報を与信業務以外の金融商品のダイレクトメールの発送に利用することを利用目的として同意させる等の行為を行うべきではなく、本人は当該ダイレクトメールの発送に係る利用目的を拒否することができる。」としている。さらに個人信用情報機関への情報提供の場合については、同条4項において「4金融分野における個人情報取扱事業者が、与信事業に際して、個人情報を個人信用情報機関に提供する場合には、その旨を利用目的に明示しなければならない。さらに、明示した利用目的について本人の同意を得ることとする。」と定められている。この上で、与信事業については、同ガイドライン13条5項において、オプトアウトの規定の利用が禁止されていることにも注意が必要である。

さらに、同意の取得についても口頭での取得等は禁止され、説明事項についてもより詳細なものが求められている。すなわち、同ガイドライン4条では「金融分野における個人情報取扱事業者は、法第16条及び法第23条に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）によることとする。なお、事業者があらかじめ作成された同意書面を用いる場合には、文字の大きさ及び文章の表現を変えること等により、個人情報の取扱いに関する条項が他と明確に区別され、本人に理解されることが望ましい。または、あらかじめ作成された同意書面に確認欄を設け本人がチェックを行うこと等、本人の意思が明確に反映できる方法により確認を行うことが望ましい。なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。」との規定が定められている。ここでは、一般的な個人情報保護法の規定内においては、いわゆる本人の法定代理人が存在する場合の法定代理人からの同意取得について必ずしも明確に記載されていない面もあるが、金融分野では明確に同意取得を求める取扱とされている。

これらの他にも様々な制限があるが、個人情報保護法の適用において、より重い義務が課されている点として、機微情報に関する規制がある。機微情報とは、同ガイドライン6条に定めがあるが、「政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人

種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報」を指すと
して、要配慮個人情報よりも広い範囲を含む定義がされている。

この機微情報については、同ガイドラインに定められた場合以外の取得、利用が禁止され
ており、具体的には、許容される場合として、同ガイドライン6条1項において、以下の場
合が列記されている。

- ① 法令等に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行す
ることに対して協力する必要がある場合
- ⑤ 源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働 組合へ
の所属若しくは加盟に関する従業員等の機微（センシティブ）情報を取得し、利用し、又は
第三者提供する場合
- ⑥ 相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシテ ィブ）
情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ⑦ 保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基
づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得し、利用し、又は第三者提供
する場合
- ⑧ 機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に
用いる場合

以上のように金融機関の業務及び金融機関と関連する業務については、様々な業法上の
情報利用に関する規制、及び個人情報保護法の上乗せ規制がされていることに注意を行う
必要がある。

上記の他、銀行についての判例法上の守秘義務等、個人情報のみならず、法人である顧客
情報に関する規制が課される場合もあることに金融分野では注意が必要である。

2 信用分野について

クレジットカード取引等が関連する信用分野についても、情報の利活用に関する規制が、
割賦販売法及び個人情報保護法の上乗せガイドラインにおいて定められているので紹介を
する。

すなわち割賦販売法 35 条の 3 の 2 において、クレジットカードの発行会社等である「包
括信用購入斡旋業者は、利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益の保護を
図るため、・・・その包括信用購入斡旋の業務に関して取得した利用者又は購入者若しくは
役務の提供を受ける者に関する情報の適正な取扱い、・・・のために必要な措置を講じなけ

ればならない。」と規定されている。これは上記の金融分野における規定とも類似する規制である。さらに包括信用購入斡旋業者においては、指定信用情報機関の利用を一定の範囲で義務付けられているが、指定信用情報機関から取得した情報については、同法 35 条の 3 の 59 において、「加入包括信用購入斡旋業者若しくは加入個別信用購入斡旋業者又はこれらの役員若しくは職員は、支払能力調査以外の目的のために加入指定信用情報機関に特定信用情報の提供の依頼（当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に係る他の指定信用情報機関が保有する基礎特定信用情報の提供の依頼を含む。）をし、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を支払能力調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供してはならない。」として、顧客の支払能力調査以外の目的に利用することは禁止されている。

他方で、指定信用情報機関自体も経済産業省の指定を受けなければならない（割賦販売法 35 条の 3 の 36）、秘密保持義務（割賦販売法 35 条の 3 の 39）、兼業制限（割賦販売法 35 条の 3 の 41）、特定信用情報提供等業務の一部の委託に関する経済産業省の承認）（割賦販売法 35 条の 3 の 42）等の情報利用に関する規制を受けている。

さらに、クレジットカード取引における加盟店管理業務を行う、いわゆるアクワイヤラーであるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者については、割賦販売法 35 条の 17 の 9 において、「そのクレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務に関して取得したクレジットカード番号等に関する情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。」との義務を課されている。このようなクレジットカード番号の情報保護については、さらに細則が定められている。現行の割賦販売法では、以下のとおり整理がされている。

<クレジットカード番号等の漏えい防止措置>

- ・ 包括信用購入斡旋業者（二月払購入斡旋業者を含む）
- ・ 立替払取次業者
- ・ クレジットカード番号等取扱契約締結事業者
- ・ 加盟店

<クレジットカード番号等の不正利用防止措置>

- ・ 加盟店

そして上記の「必要な措置」は、クレジット取引セキュリティ協議会において策定された「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」を実務指針としており、実行計画に掲げられた措置を講ずるか、あるいはそれと同等以上の措置を講ずることが必要となる。特にクレジットカード番号等の適切な管理（漏えい防止措置）については、以下の事項が定められていることに注意が必要である。

- ・ 加盟店におけるカード情報の「非保持化」（これと同等・相当の措置を含む）
- ・ カード情報を保持する場合には PCI DSS 準拠

なお、本稿執筆時点で、改正法案は示されていないが、経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会 割賦販売小委員会「当面の制度化に向けた整理と今後の課題～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～」28 頁において、「決済代行業者（PSP）・コード決済事業者・EC モール事業者・決済システムの中で大量のクレジットカード番号等の取扱いを受託する事業者にも、クレジットカード番号等の適切管理義務を課すことが適当である。」との指摘がされており、令和 2 年以降に国会提出の割賦販売法改正法案において、クレジットカード番号等に関する適切情報管理義務の対象範囲が拡大される見込みである。

信用分野における個人情報保護に関するガイドラインについても、金融分野におけるガイドラインと同様に上積み規制がされていることにも注意が必要である。信用分野ガイドライン 1(3)では本人同意について原則書面（電磁的記録を含む）での同意を要するとされ、2(2)では機微情報の定義がされ、2(4)では「個人情報の記載されたクレジットカードの申込用紙その他の信用分野に係る個人情報データベース等を構成する前の入力帳票についても、個人データに相当する扱いとすることとする。」などとされ、その他も上積み規制がされていることに注意が必要である。

3 エネルギー関連法令

電事事業法においても、情報の利活用に関して制限範囲の解釈が問題とされる事例がある。一般送配電事業者についての規制であるが、そもそも、一般送配電事業とは、自らが維持し、運用する送電および配電用の電気工作物により、その供給区域において託送供給および発電量調整供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く）のことである。

このような一般送配電事業者について禁止される行為として、電気事業法第 23 条第 1 項第 1 号では、「託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気を供給する事業を営む者及び電気の利用者に関する情報を当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する同条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。」が禁止行為とされている。

このため、一般送配電事業者が有する電力設備に関する情報を利用するにあたっては、法令上の制限がかかっている。この点、内閣府革新的事業評価委員会の認定事案において、関西電力及びカウリス社が申請した以下の案件について、「不正な口座開設及び当該口座の不正利用を未然に防ぐという公益的な目的を有しており、①目的外利用又は他者に提供することがないようにカウリス及び関西電力において契約上及びシステム上の措置が講じられていること、②カウリス以外の者からの情報提供依頼に対しても、当該依頼に係実証内容及び実証方法が、本実証の実証内容及び実証方法に類似するものであり、個人情報保護法第 23 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当する場合においては、関西電力は同様に提供に応じる（ただし、小売電気事業者間の公正な競争環境を阻害するおそれがある場合には提供に応じない。）ことにより、小売電気事業者間の公正競争を阻害せず、電気事業法第 23

条には抵触しない。」と整理したことにより、生産性向上特別措置法に基づく事業実施について、所管の経済産業省に認定された事案があることが参考になる。

上記のような制限はガス事業法にも定められており、同法 54 条 1 項 1 号により、一般ガス導管事業者が「託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者・・・及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。」が禁止されている。

4 労働関連法令

就職、就業に関する情報についても法令上の制限がかかる場合がある。すなわち、職業安定法 5 条の 4 第 1 項では「公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者（次項において「公共職業安定所等」という。）は、それぞれ、その業務に関し、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報（以下この条において「求職者等の個人情報」という。）を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。」との規定が置かれている。

これと同様の規定は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 24 条の 3 にも定められており、ここでは派遣元事業主による労働者の個人情報の収集、保管、使用に関する規制が定められている。さらに労働安全衛生法 104 条 1 項でも事業者は、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置の実施に関する、労働者の心身の状態に関する情報を収集、保管、又は使用について、上記職業安定法、労働者派遣法と同様の規定が置かれている。

そのほか、上記労働者派遣法 24 条の 4 では、「派遣元事業主及びその代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由がある場合でなければ、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。派遣元事業主及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなった後においても、同様とする。」との守秘に関する義務も課されている。

5 通信・放送分野

(1) 通信・放送分野に関する法令等

電気通信事業法では、同法 30 条 4 項において、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。」を禁止している。さらに、同法 30 条 3 項において、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業であって同条 1 項の総務大臣の指定を受けた者について、上記と同様の禁止規定を設けている。

この他、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者については、同法 31 条 5 項により「他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、・・・当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。」との規定が置かれるなど、電気通信事業者に関する情報利用、管理に関する規制には過重がされている部分がある。

郵便分野についても郵便法 7 条では郵便物の検閲禁止、8 条において秘密の確保として「会社の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。」「郵便の業務に従事する者は、在職中郵便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。」との規制も設けられている。これは電気通信事業法 3 条及び 4 条、並びに民間事業者による信書の送達に関する法律 4 条及び 5 条にも同様の規制が設けられている。電波法では 59 条で「何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第四条第一項又は第百六十四条第三項の通信であるものを除く。第百九条並びに第百九条の二第二項及び第三項において同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。」とし、109 条では「無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」としていることなども情報の取扱の規制として存在する。

また、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインや放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン、信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインがそれぞれ総務省から発出されており、個人情報保護法についても分野特有の規制があることに留意が必要である。

(2) 位置情報について

通信・放送分野に関連する情報として、位置情報に関する議論が存在する。位置情報については、個人情報としての保護の他、一定の場合には憲法上の通信の秘密による保護が及ぶ範囲もあると考えられている。

この際に、総務省緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会報告書「位置情報プライバシーレポート～位置情報に関するプライバシーの適切な保護と社会的利活用の両立に向けて～」が参考になる。例えば、同報告書 27 頁では「位置情報の取得等に関する同意取得等」として①個別かつ明確な同意の原則を定めるが、②例外としての包括的な同意を定めているが、③通信を成立させるために必要不可欠な位置情報の取得・利用については利用者の同意不要となりうるとの解釈を示している。この他、利用者に対する説明・表示、利用者関与の仕組み、公的分野での利活用に加えて、位置情報の匿名化の在り方、通信の秘密が含まれる場合の同意取得等についても解釈を示しており、これらを参考にして位置情報を取り扱う実務が比較的広く行われている。

6 医療分野

医療関係者については守秘義務が定められている。刑法 134 条 1 項では「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、・・・又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。」とされており、正当な理由としては、本人の同意を得ている場合等が定められており、正当な理由があるとされる場合については、大コンメンタール刑法第 2 版第 7 卷 346 頁において、以下のように解釈されている。但し、裁判例等で争われている事例もあり、一般的にこのように解されるという限度で参考にされたい。

①法令に基づく場合

②第三者の利益を保護するために秘密を開示する場合（ただし、この場合には、開示の必要性と開示によって損なわれる利益の性質および程度等を相関的に考慮した利益考量に基づいて、その当否を決定すべきものとされる）

③本人の承諾がある場合

法令上は上記の定めがあるが、医療分野については、要配慮個人情報が含まれることが一般的であり、取得及び提供に関して患者の同意が取得される実務となっている。このため、同意に基づく情報利用を行う限りにおいて、基本的に上記の刑法上の規定が問題になることはない。医療分野での情報利用については、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスにおける個人情報保護法の特定分野でのガイダンスが重要である。この他、健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスも定められている。

実際の情報管理にあたっては、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 5 版が重要である。そして同ガイドラインを守るために総務省が定めるクラウドサービス事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン第 1 版 109 頁では、「医療機関等が所管官庁に対して法令に基づき提出する資料を円滑に提出できるよう、サービスの提供に用いるアプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ等は国内法の執行が及ぶ場所に設置する。」とされており、このような医療に関する情報保存等に関する規制に注意する必要がある。

なお、遺伝情報の利用については、経済産業省より個人遺伝情報ガイドラインが定められており、遺伝子情報特有の留意点等が示されている。このガイドラインについては、医療規制外の遺伝子検査ビジネス等も想定して解釈が示されている。

最後に、医学研究については、一連の倫理指針が定められており、研究の内容に従って、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針、ヒト受精卵の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針他の関連指針の遵守を行う必要がある。

7 広告規制に関する各法令の規制

不当景品類及び不当表示防止法（同法に基づいて、個別の業界ごとに公正競争規約が設定されている場合もある）、不正競争防止法、消費者契約法等の一般法令においても、広告、表示に関する誇大広告等に関する規制がなされていることに注意する必要がある。さらに、個別分野の法令でも、医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、健康増進法、金融商品取引法等各業界特有の法令でも規制が定められている場合があることに留意して、情報の発信を行う必要がある。

以上